

妙高市関係人口創出実証業務委託 プロポーザル実施要領（案）

令和 4 年 4 月 1 1 日
妙高市 企画政策課

妙高市では「関係人口創出実証業務委託」を実施する委託先を以下の要領で広く募集します。

1 目的

当市の地域資源や強みを生かした取組みとして、令和 4 年度中に国立公園内に開設する「テレワーク研修交流施設」などを活用し、当市の関係人口の深化等に寄与する方などを対象に「妙高ファンミーティング」と称し、年 2 回程度のイベントを開催し、国内に広く発信していくことにより、リピーター顧客の深化・定着を図るとともに、「妙高×テレワーク研修交流施設×アウトドア」などによる地域ブランドを構築することを目的とする。

2 業務概要

(1) 件名

「妙高市関係人口創出実証業務委託」

(2) 業務内容

妙高ファンミーティング（年 2 回程度開催）の企画・運營業務及び P R 宣伝・実証等

※具体的な業務内容等は、別添 1 「妙高市関係人口創出実証業務委託仕様書」のとおり。

※なお、仕様書の内容は現時点の予定であり、委託契約締結後の打合せの中で変更する可能性があるため、契約後の変更については、その都度協議する。

(3) 契約期間

契約の日から令和 5 年 3 月 3 1 日（金）まで

(4) 契約上限額

4, 4 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）

3 プロポーザルの参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしたものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないこと。

イ 国税及び地方税の滞納がないこと。

ウ 参加表明書の提出期限において、国及び地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。

エ 妙高市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 7 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。

オ 日本国内に本社を置いている法人であること。

カ 令和4年度妙高市物品入札参加申請をすることができる者と同程度の要件を有すること。

キ 過去5年間（平成29年度～令和3年度）において、国又は地方公共団体が発注した同様のイベント業務を元請として受託した実績があること。

4 質問書の提出及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザル実施要領及び仕様書等に関する質問については、質問書（別紙1）を電子メールに添付して、「12 担当部署（問い合わせ先及び書類の提出先）」宛てに送信し、受信確認の電話連絡をすること。電話または口頭による質問は受け付けない。また、提出期限以降の質問は、一切受け付けない。なお、電子メールの件名に「妙高市関係人口創出実証業務委託に係る質問書」と明記すること。

(2) 提出期限

令和4年4月22日（金）17:00まで

(3) 回答

競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和4年4月27日（水）までに妙高市ホームページ上に公開します。なお、質問に対する回答は、この要領及び仕様書等の追加・修正とみなします。

5 参加申込の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加表明書（別紙2）を次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

参加表明書（別紙2）を電子メールに添付して「12 担当部署（問い合わせ先及び書類の提出先）」宛てに送信し、受信確認の電話連絡をすること。なお、電子メールの件名に「妙高市関係人口創出実証業務委託に係る参加表明書」と明記すること。

(2) 提出期間

令和4年5月2日（月）まで

6 企画提案書の作成方法

本プロポーザルを申し込んだ者は、令和4年5月12日（木）までに企画提案書を郵送または持参により提出すること。

企画提案書は、企画提案書作成要領（別紙3）のとおり作成すること。

7 審査方法

受託候補者審査要領（別紙4）のとおり

8 審査結果

審査結果は、後日、書面で採否のみ通知する。他、妙高市ホームページで公表する。
なお、審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

9 選考スケジュール

(1) スケジュール（予定）※下記の日程は変更となる場合があります。

項 目	日 程
① 公募開始	令和4年4月11日(月)
② 参加表明書提出期限	令和4年5月2日(月)
③ 質問書提出期限	令和4年4月22日(金)
④ 質問書回答期限	令和4年4月27日(水) までにHPで公開
⑤ 企画提案書受付期限	令和4年5月12日(木)
⑥ プロポーザルヒアリング（選考審査会）	令和4年5月20日(金)
⑦ 受託候補者の決定通知	令和4年5月25日(水)までに通知
⑧ 契約締結	令和4年5月下旬までに契約予定

10 契約に関する事項

受託候補者は、業務内容の詳細について、妙高市と協議及び契約内容に関する交渉を行い、協議が調ったときは、契約を締結するものとする。

受託候補者が何らかの理由により契約を締結することができなかった場合には、次点の者を受託候補者とする。

11 参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 見積書の見積額が契約上限額を超えた場合
- エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ク 要領に違反すると認められる場合
- ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

- (3) 複数提案の禁止
企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできない。
- (4) 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない（軽微なものを除く）。
- (5) 返却等
提出書類は、辞退した場合等、理由の如何を問わず返却しない。
- (6) 費用負担
企画提案書制作、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。
- (7) その他
 - ア 参加者は、参加表明書（別紙2）の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。
 - イ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザルヒアリング開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を妙高市企画政策課に持参又は郵送により申し出てください。
 - ウ 妙高市が必要とする場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。
- (8) 提出された企画提案書等は、参加事業者に無断で業務目的以外のものには使用しませんが、妙高市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）に基づき開示又は一部開示することがあるため、不開示を希望する情報が含まれている場合は、当該部分の指定とその理由を明記した書類により申し立てをしてください。（妙高市において情報公開条例第7条第2項に掲げる内容が含まれると判断した場合は、その部分の開示を行わないこととします。）
- (9) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席する場合又は辞退の申し出があった場合は、参加資格を失うものとします。
- (10) 企画提案書作成に係る完成品イメージ制作のため、市ホームページ等に掲載している写真等の使用を認めます。なお、使用した写真等は、当該プロポーザル以外への使用を禁じます。

1 2 問い合わせ先及び書類の提出先

妙高市企画政策課 地域創生グループ

〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1

電話：0255-74-0005 メールアドレス：kikakuseisaku@city.myoko.niigata.jp